

NEWS RELEASE

令和5年4月3日
株式会社 中国銀行

鳥取銀行との相続関連業務に関する提携

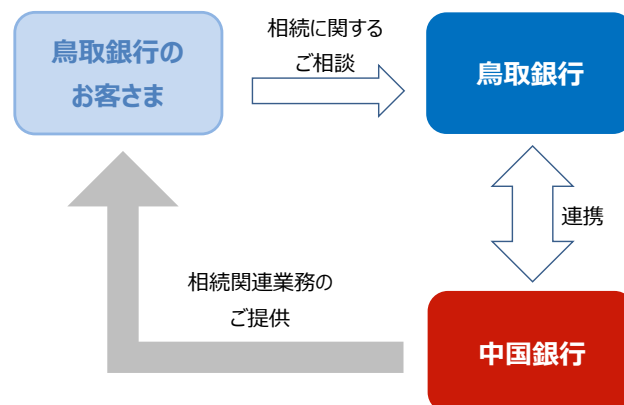
中国銀行（岡山市北区丸の内一丁目15番20号 頭取 加藤 貞則）は、株式会社鳥取銀行（鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地 頭取 入江 到）と相続関連業務（遺言信託・遺産整理業務）について提携いたしましたのでお知らせします。

1. 業務提携の趣旨

高齢化社会の進展を背景に高まっている相続や円滑な資産承継に関するお客さまのニーズに積極的にお応えするため、鳥取銀行と代理店方式で業務提携し、「遺言信託」「遺産整理業務」を提供してまいります。

2. 業務提携の内容

	概要
遺言信託	公正証書遺言の作成をサポートし、相続発生時には中国銀行が遺言執行者として相続手続きをおこないます。
遺産整理業務	相続財産調査や遺産分割協議書作成をサポートし、預金解約等の手続きをご遺族に代わっておこないます。



3. 業務開始日

令和5年4月3日

以上